国立大学法人京都大学固定資産管理規則新旧対照表

改正	前	改正	後
(前 略)		附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
固定資産管理単位	固定資産管理責任者	固定資産管理単位	固定資産管理責任者
文学研究科・文学部	研究科長	文学研究科・文学部	研究科長
(中 略)			
生命科学研究科	研究科長	生命科学研究科	研究科長
		総合生存学館	学館長
地球環境学堂・学舎	学堂長	地球環境学堂・学舎	学堂長
(中 略)			
<u>事務本部(情報部に係るものを除く)</u>	財務部長	事務本部(情報部に係るものを除く)	施設部長
情報部	部長	情報部	部長